

Japan tax alert

EY税理士法人

マレーシア、デジタル サービス税のガイドライン を公表

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2020年1月1日以降、マレーシアの消費者に対してデジタルサービスを提供する登録国外事業者は、提供するデジタルサービスについて6%のサービス税を徴収することが義務付けられます。マレーシア税務局(Royal Malaysian Customs Department)は2019年8月20日、デジタルサービスに関するガイドライン(以下、「本ガイドライン」)を公表し、新法案の重要な部分に関する解釈を明確にしました。

本アラートでは、本ガイドラインで明らかにされた事項の一部を紹介します。

詳細

2019年7月9日に制定された改正サービス税法(2019年)¹は広義の解釈余地を残し、2020年1月1日施行のデジタルサービス税がどのような適用関係となるか不明瞭な点が残る内容となっています。

- ▶ デジタルサービスは、インターネットまたはその他の電気通信回線を介して配信もしくは提供されるサービスで、ITの利用を伴い自動化された役務の提供と定義されています。具体的な取引例が本ガイドラインに記載されるとともに、サービス提供者の人的介入を最小限に抑制、あるいは全く伴わずに情報技術媒体を介して提供されなければならないことが明らかにされています。

- ▶ 国外事業者 (Foreign Service Provider、以下「FSP」) に該当した場合、新法案の適用対象になると考えられます。FSPは、(i) マレーシア国外居住者、(ii) 消費者へ何らかのデジタルサービスを提供する者、(iii) 資産の譲渡または役務の提供を目的とするオンラインプラットフォームを運用する者 (自身が直接デジタルサービスを提供するか否かは問わない)、および (iv) 他者に代わってデジタルサービスを提供するために取引を行う者、と定義されています。
- ▶ 消費者とは、次の条件のうちいずれか2つを満たす者で、個人または法人のいずれも含まれます。
 1. マレーシアの金融機関または企業が提供するクレジットカードまたはデビットカードを用いて、FSPにデジタルサービスに対する支払いを行なうこと
 2. マレーシアに登録されているIPアドレスまたはマレーシアに割り当てられた国際携帯電話国番号を用いて、FSPからデジタルサービスを取得すること
 3. マレーシアに居住していること
- ▶ 以下に該当する者は、サービス税の登録義務があります。
 - ▶ FSPであり、マレーシアの消費者に提供するデジタルサービスの課税売上高が12カ月間を通じ500,000マレーシアリングgit (120,000米ドル) 以上の者
 - ▶ FSPとして扱われるプラットフォーム運営者であり、マレーシアの消費者に提供するデジタルサービスの課税売上高と、そのプラットフォームを通じて他のFSPがマレーシアの消費者に提供するデジタルサービスの課税売上高の合計が12カ月間を通じ500,000マレーシアリングgitを超える者
- ▶ 登録申請書は、2019年10月1日からオンラインで提出できます。登録FSPは、四半期ごとにサービス税申告書を提出し、当該四半期課税期間の翌月末までにサービス税を納付する必要があります。
- ▶ 登録FSPは、記載事項を満たした請求書、領収書、または類する書類を電子的または書面により発行しなければなりません。
- ▶ 2020年1月1日より前に支払いを受ける場合、FSPはデジタルサービス税を徴収する必要はありません。2020年1月1日以降に提供されるデジタルサービスは、2020年1月1日より前に全額が支払われた場合を除き、サービス税が課されます。
- ▶ 原則として、デジタルサービス税は実際の支払いを受けたときに納税義務が生じるとされています。
- ▶ 登録FSPからデジタルサービスの提供を受けサービス税を課されたマレーシア居住法人は、リバースチャージ方式による適用義務が免除されます (現行サービス税制における輸入サービスのようにリバースチャージ方式を適用する必要はありません)。

今後の影響

サービス税の実施までのリードタイムが比較的短いことを考えると、FSPは直ちに2020年1月1日以降の登録義務およびサービス税の請求要否を検討する必要があります。

この制度は適用範囲が広く、事業者向けデジタルサービスの提供も含まれるため、多くの企業がマレーシアのサービス税制度の適用対象となる可能性があります。

巻末注

1. 2019年8月7日付EY Indirect Tax Alert「[Malaysia enacts law to impose service tax on digital services](#)」(英語のみ)をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

野本 誠
榎本 竜也

パートナー
シニアマネージャー

makoto.nomoto@jp.ey.com
tatsuya.enomoto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191003

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp